島津琉球軍精記　貳

ハ13
3299
2

門へ13
乙 3299
巻 2

久徳蔵

鳴津琉球軍物記巻之弐

月郊

大正十八年
本大學出版部

一

鳴津忠久公誕生之事

并

子孫繁栄之事

月落　[illegible]

[illegible]　[illegible]

[illegible]　四つみ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

為津坂姫軍精記巻之三

為津忠久始末事

并子孫繁栄之事

為津左近将監頼朝公の長

忠久

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右頼朝公の若君の御事に入りけん
傳に曰頼朝公配流のとき伊豆の國の
住人伊東次郎祐親が館に
おはしける時祐親が息女に忍び通ひ
まうけし若君一人の頼朝公の
御子なる若君の世にありける所に祐親
法師是を聞て大に怒り流人の胤と
して平家の御咎めを蒙らんと思ひ

頼朝を害せんとしけるを伊東が次男九郎祐清
密に頼朝に告しかば館を出て走湯山に
落しまいらせけるが頼朝是より北條
四郎時政を頼んで彼館に趣き
時政よく〳〵もてなしまいらせ大切に養
奉りけるとぞ頼朝公ゆかりの又時政の
娘子に通ひ給ひ小時政が嫡女の
なしこゆゑ相親しく人々と記せし

すゝむべき大将(たいしやう)殿となりしかバ蒼世(さうせい)
の年(とし)とおもひ立(たち)ぬる事(こと)なれバひとへに
右将(うしやう)軍(ぐん)是(これ)を信(しん)し頼(より)朝(とも)の出(で)まて
係(かゝ)るのうらみひたしる得(え)たる秘(ひ)術(じゆつ)を
歴(れき)めぐらんが為(ため)に源(げん)氏(じ)譜(ふ)代(だい)の四天(てん)王(わう)と
まゐらしゝ時(とき)にそれて関(くわん)東(とう)の浪(ろう)人(にん)と彼(かれ)しつらへ中
沈(ちん)金(きん)菊(きく)門(もん)頼(より)ながら無(む)二(に)の源(げん)氏(じ)也(なり)と拠(より)所(どころ)となり
親(しん)へを御(み)心(こゝろ)ざしとせしとしつるが茶(ちや)縁(えん)の僧(そう)

自(じ)然(ぜん)館(やかた)へも廻(まは)し給(たま)ひきらん頼(より)家(いへ)が
いちえんも天(てん)下(か)の頼(より)朝(とも)ありしかバ頼朝是(これ)を
心(こゝろ)とろ無(む)常(じやう)の命(いのち)惜(をし)まぬと無(む)縁(えん)にして蒼世(さうせい)
にあびすれバ此(この)段(だん)の男(なん)女(によ)なりとも言(げん)に女
おもむきて留(る)守(す)をかして行(かう)て別(べつ)る
武(ぶ)と好(この)み志(こゝろざし)男(なん)子(し)に秘(ひ)ぞりしくにても
生(せい)得(とく)嫉(しつ)妬(と)深(ふか)く頼(より)朝(とも)沈(ちん)金(きん)がせもさんに
蒼世(さうせい)のかしこもからたる娘(むすめ)にて娘(むすめ)の

小もて行の女と行ぐ四之夏と
四ツ目屋心の所番源氏屋敷の茶
く行ふの女と行ゆくせ者小野書ん
と人屋敷新寄の事くと知ぐ行ゆ
い屋新せくの上ゆくるゆ人ゆくる是
と行ぐくぐくぐる改ゆの姫り流りぐ
かたくく意ゆく女と意ゆくるゆが
羽ふぐ女所ぐく情任ぐり屋敷くくが

小姓ゆく新くくゆ屋ふくしうぐ
ゆくじ改ゆの前ゆ改ゆ体の女と藤
くく新せぐ知ちおゆ改ゆ只ゆく
新の気ゆく連ゆ人ゆ知ぐ者ゆ
くくく改ゆ之ぐ毎月春の月
に知ゆ女ゆくくゆ家ゆ女ゆ
かゆ之ぐ屋敷屋敷者ゆ
遠ゆの月意と行ゆ体の女と連ゆ改

[illegible]
遠江まで
[illegible]
[illegible]
一日二日しばしの程
[illegible]
京都[illegible]の諸士の中
[illegible]
[illegible]の人
[illegible]の國
[illegible]
[illegible]
[illegible]

なりしかば
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

物をもいはせの二位殿なかにも流人の中にも
おもふにも貴くこそ相はすせ世に候よ
源家の御大將と定り給ふ　況や末代とて
かくれなき源氏の子孫はかならずその
ごとくの甲をいたゞき鏡神明の名を
いうそくかたるべし懐妊の中にとゞまる
こゝにはしめて蛭島と定し申すべし
くもしらずたゞ蓮臺とし廣信これ

より本國豆州へかへりさる頼朝の姫君
なり人の振舞にて遅く聞しけんとする伊豆の國
ほぐさすゑを経て後は鄉とやらんと流
めんとゆゑ近へ給へりしうちにこそ廣信が
言葉ゆきよくも腹かなる子孫をしなりけん
さん末もし心寄し長居と近々て
見ふ小十くせるく御小佐台の御神の加入
小嶋の東國物はさしてに神明の加護とかれ

りんし長生殿に詣でゝ回しけれ所の雲と盞
おもふまゝ人志づかに御ことを自ら
嘆くを聞て入ぬり時に治承二年五月
十五夜月影のなかりしつゞき年中の人
なし霧くもる松風のおとのとく いまだ
うら神殿とゐり人自らと御心んし二万
三月この日の命る心に鐵に腰痛め動く
事あらまし石をて腰折る争ふ気くと

契めんとゆふにや夜の気尽て
くらしい都をも御ままの心くるし車輪
こゝろえうりものおもふれ病衣と輝し
白昼のこし又白祇ぶ髪てそ来ちく
婦人と子抱しけるに御つく男と
平家を討行の神儀律守国衣我
雖ふまに香薫渡り神殿の色とえ
との背く四方とてる大き煙しき

其光物は目前に舞来り終に見え
けり石前に婦人只壹人悲しげにたゝずみて
歎きける いかなる人ぞ 生前何者の
すがたぞと問給へば 婦人答へて我は昔
鳥羽院の御前に宮仕へせし玉藻の前
といふ者なり 勅命にて此那須野の
石となり 香を焚 國の災と成人の命を
とりし故 此石をまはりてとがむ

かゝる婦人のつくしき(?)あらはしのよ
なるが此故に東國に下り此所に連
[illegible]
行道にてかくしかなしくかなしむを
(聞きて)此石のまはりに神明の前にて
ひとへに法華を讀て(?)終に
殿と(?)なりて(?)御の(?)
[illegible]

来りて抱きまいらせつゝ申さく
と奏りて少々口分の米を給はり
初めつかた光孝帝白狐と化して
迎へ奉りて抱き奉りて
國安たゞ威しこの香を焚て
清めて光孝帝をかくれて石こゝに
来りて女抱き奉り
けるとぞ世の人
狐の女房

わが国の南社神社藏國安こゝに
なり光孝帝の
こゝに姫人と
矢田部と清和天皇
ゆゑに姫人形と
あんじ平
のぶ王養ふ姫
と尊姫人和

國家ちかい給ふの神職ゆゑ
所をとゝのへてこゝにとゞまり
たまへと申すゆゑ地をとゞめ
あらくいなりくの人うい云〇ゞも
四神の加護ゆゑ明治ふ家ゆゑ
くへ所つゞく神職の
場とゝくゞ者うゝ元人
てゝいつゝゞ白髮の翁地濟

多人四方の者ゝ参詣ゝ石邪推
道とゝくゝ地言ゝ
ゝ神明の四翼と
ト母女婦人ゝ
物語ゝ
いつゝゝ風
平流の
伊勢四社文六條近衛殿

[illegible]氏代々の[illegible]
社[illegible]一百[illegible]
今[illegible]も源氏の[illegible]
[illegible]
[illegible]家なるべし[illegible]
二三の[illegible]
[illegible]
あるべし[illegible]源氏[illegible]の時[illegible]

[illegible]源氏の世となる[illegible]
[illegible]
[illegible]と[illegible]
[illegible]
らん[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

公方の源氏の正統にして中んづく
狩野に有し時北条家の執事
…年に治承年中秋田城介東国に
義兵を揚けし関八州こと〳〵く随ひ
鎌倉に将軍と称ひ奉り
其後しばしば大将
将軍と仰がれ給ひし
しかるに治承平家の威勢

めでたく通ずへしといへども
延引して元弘元年より元弘
後醍醐天皇の御宇に源氏に属し源
頼朝卿へとかくして平家
より二十余年のうち一年に
頼朝卿へ音信を通し京都の
吾妻に住の人をも鎌倉に
元弘四年の頃…年したりし

三好康信入道善信是ハ津守家くハ
入鏡の中すりしろ生支京の砌
婦人鎌倉の事しと善くり相模守とが
康信しつじ来ほとんど鎌倉え
下向せんとて頼朝のもとへ見えし方
らせんと頼朝して康信京都を出ん
と存ぞども平家のうち叛逆めしく
四方よりせんにつゝ年かえ年本望

善仲信列よりおこりつゝ破井の頭ハ
久しく京都にせめぐり平家をとりひ
都して頼朝へ京都の後しるめへ
康信本より事しむと三近頃彼婦人
善信と傳ひ鎌倉に下向し横頭に
隠しとり〳〵段善に婦人の事し善信
近年の武備文が分抱の始終をしく尽す
おもじしろハ頼朝心待ずそむし何ぞ

引しんその安否寿命ゆくゑをしらん
ともに一うじ白河殿へまゐりひまそく
母子とも□対面をとけ三世の契約をなして
ますます世にさかへ今まさに伝へんこと
おもはるゝ若君有りして自筆をさゝげ
ゆくゑその身まで居所を書かしめ
ならびに家督としてゆづりし次第をのべ
系図をかしく之とび記流したるぞ
頼朝卿相模守の屋形をかまへ

白川
あまた鎌倉源氏の末として永久四年四月 曽我
大隅薩摩両国の大守を補し左衛門尉を
任せられ津の守をかねて思はずに譲り
右幕下の御世をつぎて入道し
縁組をとげその恩を受けて
ところ今の住居に移り
白狐とあらはれ
御抱えさせたまふ

忠久三男左衛門尉小任

忠義

弓馬の達人にて寛文年二月六日逝去
所南禅寺にて葬る
時に将軍家綱公の御
初名小任と号し
[illegible]
羽長三浦義の法命
秦村氏の法命

検校六命之捨男の後三浦義河前司
義村の小源太左衛門尉
射法の名人にて少河前後
[illegible]と言ふ人
[illegible]
その射法小[illegible]
忠義男左衛門尉豊後守小任

忠綱

建久元年十月二日藤原の山雀と将軍秋駿
[illegible]の[illegible]ふしてその者
[illegible]の島だりとて軍[illegible]
[illegible]
忠綱合戦之[illegible]所仕候
久綱
久綱の二男豊後[illegible]所仕候
忠宗

[illegible]島小猪之[illegible]所仕候
宗久
[illegible]の男なり親[illegible]の[illegible]所仕
[illegible]氏久
宗久[illegible]男[illegible]所仕
[illegible]
久豊

氏久の二男陸奥守ふ任じ勲功あり

忠幸

右氏の男治部少輔に任じ

忠良

功あり

忠良の嫡男治部少輔ふ任じ

貴久

男子三人あり三男に蒙じ

忠將

右馬頭に号じ

義久

貴久嫡男治部少輔ふ任じて

龍伯と号じ薩州中興の良將なり

強盛とうらいのくゑ物ちらしの

なりしかとも國と切りなしひたすら武勇と

[illegible]

[illegible]

義久

[illegible]貴久の二男兄義久の後[illegible]と

[illegible]津の二流と[illegible]この事領

[illegible]宰相小叙[illegible]

是[illegible]九州[illegible]の[illegible]

戦場小[illegible]と[illegible]

大友龍造寺共[illegible]の[illegible]軍

[illegible]津の幕[illegible]

[illegible]九州平[illegible]豊臣

秀吉公西國大[illegible]

[illegible]津[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]大軍[illegible]

九州[illegible]

じ兵庫助殿と申し合せて治部少
輔殿と秀吉の軍を敗北せらるべ
わび深くして籠り給ふ秀吉是を
攻撃し元の如く日向大隅薩摩三国の
太守と補せらるべき旨仰せ出
秀吉公の意に
叶ひて二心なく忠勤を
致す朝鮮征伐の初め諸の軍功莫大なり
大閤薨去の時の遺命忠義を
尽くし

慶長五年関ヶ原の乱に秀頼公の命
に応じ東西の戦場に
馳せ参じ戦功抜群
なり東軍の
戦場と切り離し
本国に帰
本地の義兵
を率ひ道に
帰
大隅の
朝鮮
の

[illegible]

薩藩琉球軍記巻之弐

當苑本屋